

《平成29年度より適用される税制改正の主な内容》

【個人市民税】

1 給与所得控除額の改正

(1) 給与所得控除額の計算が下記の表のとおりとなります。

| 給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額) | 給与所得控除額 |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 1,800,000円以下 | 収入金額×40% 650,000円に満たない場合は650,000円 |
| 1,800,000円超 3,600,000円以下 | 収入金額×30%+ 180,000円 |
| 3,600,000円超 6,600,000円以下 | 収入金額×20%+ 540,000円 |
| 6,600,000円超 10,000,000円以下 | 収入金額×10%+1,200,000円 |
| 10,000,000円超 12,000,000円以下 | 収入金額×5%+1,700,000円 |
| 12,000,000円超 | 2,300,000円 |

2 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化

(1) 平成28年1月1日以降に支払われる給与や公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整、平成28年分以降の所得税確定申告、平成29年度以降の市・道民税の申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出または提示することが義務化されました。

3 上場株式等の所得に係る市・道民税の課税方式の選択について

(1) 上場株式等の配当所得・譲渡所得等（源泉徴収ありの特定口座）がある人は所得税と市・道民税とで異なる課税方式を選択できます。

4 優良住宅の造成等のために土地等を譲与した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長

(1) 上記の長期譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分について、税率を2.4%とする特例の適用期限を「平成29年度」から「平成32年度」に延長します。

【法人市民税】

1 法人税割の税率の改正の延期

- (1) 消費税率10%への引き上げが平成31年10月1日に延期されたことに伴い、法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%へ改正する時期を「平成29年4月1日」から「平成31年10月1日」へ延期し、同日以後に開始する事業年度から適用します。

【軽自動車税】

1 軽自動車税における環境性能割の導入の延期

- (1) 消費税率10%への引き上げが平成31年10月1日に延期されたことに伴い、自動車取得税の廃止時期が平成29年3月31日から平成31年10月1日に延期されたため、環境性能割の導入及び現行の軽自動車税を種別割とする等の措置をとる時期を「平成29年4月1日」から「平成31年10月1日」に延期します。

2 グリーン化特例の延長

- (1) 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長し、平成29年度中に初回車両番号指定を受けたものは平成30年度の軽自動車税、平成30年度中に初回車両番号指定を受けたものは平成31年度の軽自動車税について特例が適用されます。

| 車種区分 | | 税 率（年税額） | | | |
|-------------------|--------|----------|-------|-------|-------|
| | | (A) | (B) | (C) | |
| 3輪車（660cc以下） | | 1,000 | 2,000 | 3,000 | |
| 4輪以上 （660cc以下） | 乗 用 | 営業用 | 1,800 | 3,500 | 5,200 |
| | | 自家用 | 2,700 | 5,400 | 8,100 |
| | 貨 物 | 営業用 | 1,000 | 1,900 | 2,900 |
| | | 自家用 | 1,300 | 2,500 | 3,800 |

(A) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減または平成30年排出ガス規制適合）

(B) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成のいずれかのうち、平成32年度燃費基準+30%達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成のいずれかのうち、平成27年度燃費基準+35%達成車

(C) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成のいずれかのうち、平成32年度燃費基準+10%達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成のいずれかのうち、平成27年度燃費基準+15%達成車

※(B)、(C)については揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。